

大和市告示第79号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年大和市条例第11号）第11条第2項及び第4項並びに第18条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

令和8年4月17日

大和市長 古谷田 力

1 自転車等を移動した日等

| 自転車等を移動した日        | 移動した自転車等の台数 |         | 自転車等が放置されていた場所  | 自転車等の保管場所     |
|-------------------|-------------|---------|---|---------------|
|                   | 自転車         | 原動機付自転車 |   |               |
| 令和8年3月1日から同月31日まで | 0台          | 0台      | つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域   | 大和市鶴間一丁目21番4号 |
| 同                 | 7           | 0       | 中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                 | 2           | 0       | 南林間駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                 | 2           | 0       | 鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                 | 6           | 0       | 大和駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                 | 2           | 0       | 桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                 | 2           | 1       | 高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                 | 0           | 0       | 相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                 | 9           | 0       | 大和市つきみ野五丁目、南林間七丁目、林間二丁目、西鶴間二丁目、四丁目及び六丁目、深見西六丁目、深見並びに上和田地内の公共の場所 | 同             |
| 同                 | 1           | 0       | 大和駅プロムナード自転車駐車場   | 同             |

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して60日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引取場所

大和市鶴間一丁目21番4号

(2) 引取日時

次に掲げる日を除く日の午後1時から午後4時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1台につき2,000円

原動機付自転車 1台につき4,000円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市市民経済・にぎわい創出部市民生活あんぜん課